

平成19年度

コンテナターミナルにおける荷役システムの  
高度化に関する検討業務

特記仕様書

平成19年12月

国土交通省 中部地方整備局

## 1. 業務件名

平成19年度 コンテナターミナルにおける荷役システムの高度化に関する検討業務

## 2. 業務目的

本業務は、自働搬送車の導入による国内初の高効率なコンテナターミナルの実現を図るとともに広く全国に普及されることを念頭に、自働搬送車と自働RTG間のコンテナ受渡し実証実験並びにシミュレーションによる自働搬送車等の運用条件の検討及びターミナル能力の検証を行うものである。

## 3. 履行期限 平成20年3月28日

## 4. 共通仕様書との関連

本業務の遂行にあたっては、下表に示す共通仕様書を適用するものとする。

共通仕様書名	編集者	発行者	適用条項
港湾設計・測量・調査等 業務共通仕様書 (平成19年4月改訂)	国土交通省 港湾局	(社)日本 港湾協会	1章 総則

## 5. 業務内容

## 5-1 計画・準備

本業務の目的および内容を把握し、業務計画書を作成する。

## 5-2 業務打合せ

業務の打合せは、業務開始時、中間報告時及び成果品取りまとめ時の計3回とする。

## 5-3 調査内容

## 1) 自働搬送車と自働RTGのコンテナ受け渡し制御実証実験について

## ①コンテナ受け渡し制御

コンテナ受け渡し時に自働RTGが自働搬送車の位置を検出し、その情報を元に乗り上げ等を発生させる事無く、確実な積み付けが出来る事を検証する。

また、自働搬送車または、自働RTGを故意にずらして停止させ、そのまま積み付けが出来ない時に自働RTGが、ずれに応じた補正動作により積み付けが完了するか、補正動作が出来ない時には異常を検知して積み付け動作を停止できる事を検証する。

## ②自働搬送車誘導機能

自働RTGに対して、自働搬送車が走行方向にずれて停止した時には、自働RTGが自働搬送車に対してずれ量を通知し、これに応じて自働搬送車側にて補正動作出来る事を検証する。自働搬送車の補正動作完了後、自働RTGによる積み付けが完了できる事を検証する。

## 2) シミュレーション検証について

コンピュータ上にターミナル及び各荷役機械のモデルを作成し、データによる数値表示及び運行状況のアニメーション表示により、滞りない運行が実現し、目標の能力が達成できることを検証する。

## 5-4 報告書作成

5-1及び5-3について報告書を作成する。

## 6. 成果品

### 6-1 報告書

本業務は、電子納品対象業務であり、電子納品を実施する。

- 1) 電子納品とは、特記仕様書（図面含む）、業務計画書、報告書、納品図面、写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議するものとする。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考にする。
- 2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で3部提出するものとする。  
なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとする。
- 3) 「紙」による報告書は原稿1部及び製本5部とし、図面については原図1式を提出するものとする。なお、報告書製本の体裁はA4判とし、図面は縮小A3判折込を標準とする。
- 4) 写真は、「デジタル写真管理基準（案）」に基づいて提出するものとする。
- 5) 特記仕様書のデータは発注者が提供する。

### 6-2 提出場所

国土交通省中部地方整備局港湾空港部港湾計画課  
〒455-8545 名古屋市港区築地町2番地

## 7. 検査

本特記仕様書の通り実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

本業務において疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議を行うものとする。